

**「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」(案)等  
に対するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」関係			
1.	Ⅱ.(3)コミュニケーションを担う人材の育成	<p>「金融庁の検査・監督においては、コミュニケーションを担う人材の育成に係る態勢が、経営戦略・融資方針等と統合的な形で整備されているか、確認することとする。なお、その際、国内外の特徴的な取組も参考とすることとする（なお、米英に関する調査は参考10参照）」とある。</p> <p>「各金融機関の人材育成のあり方は、それぞれの置かれた外部環境や経営戦略・融資方針等に応じて、自主的な経営判断により、決定されるべきものであり、一律・画一的な対応には馴染まない」とあるとおり、コミュニケーションを担う人材の育成に係る態勢は、各金融機関の自主的な経営判断により決定すべきものであり、「(参考10)金融庁金融研究センターディスカッションペーパーDP2024-1」はあくまでも例示であって、必ずしも同ディスカッションペーパーにある米英商業銀行の事例と同じ取り組みを行う必要はないとの理解でよいか（金融庁の検査・監督においては、人材育成に係る各金融機関の創意工夫による取り組みが認められ得るとの理解でよいか）。</p>	<p>御理解のとおりです。各金融機関が、「Ⅱ.(3)コミュニケーションを担う人材の育成」等に記載されている取組例も参考にしつつ、それぞれの置かれた外部環境や経営戦略・融資方針等に応じ、事業の将来性に基づく融資を進めるために創意工夫を発揮いただくことを期待しています。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2.	Ⅱ（４）（Ｂ） （ロ）他の債権者との協調・権利関係	<p>「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方（案）」14頁の「（ロ）他の債権者との協調・権利関係」においては、「必要な場面で他の金融機関と円滑な意思結集が図れるよう、平時からコミュニケーションを図ることが望ましい」との記載がなされている。</p> <p>この点について、競争制限のリスクなどに係る留意点がある場合には、そうした点についても併せて言及することが望ましいのではないか。</p>	御指摘を踏まえ、記載を修正いたしました。
3.	Ⅱ．（４）（Ｂ） （BOX1）個別財産を目的とする担保権（重複担保権）の防御的機能との関係	<p>「（BOX1）個別財産を目的とする担保権（重複担保権）の防御的機能との関係」に「重複担保権と企業価値担保権の防御的機能の根拠となる規定には、条文上、差異が存在する。これらの差異に係る解釈は最終的には司法判断によるべき事項であることから、現時点では予測は困難であるが、実務上、企業価値担保権の設定に加え、重複担保権の設定を要するかという判断に影響する。この点については、これまでの議論の経緯や制度趣旨（概ね同様の機能が与えられていると考えられること）、個別事案のリスク特性等を踏まえ、各金融機関において適切に判断される必要がある」とある。</p> <p>（BOX1）の「（２）基本的な考え方」では、「重複担保権の設定が必須と考える必要はない」とされているが、上記のとおり、重複担保権と企業価値担保権の防御的機能の根拠となる規定の差異に係る解釈は</p>	御理解のとおりですが、前例がない状態における金融機関側の保守的な判断であることについて、事業者側の理解が得られる必要がある点にはご留意ください。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		現時点では予測が困難であることから、企業価値担保権制度の開始当初（前例がない状態）においては、企業価値担保権の設定に加えて、保守的に重複担保権を設定することも選択肢の1つになるとの理解でよいか。	
4.	Ⅱ. (4) (B) (BOX1) 個別財産を目的とする担保権（重複担保権）の防御的機能との関係	15 頁の (BOX1) 内の「なお、LB0 ファイナンスなど」から始まる文章は、改善する必要があるのではないのでしょうか。金融審議会では、有識者より、現状の LB0 のストラクチャーの課題が指摘されており、事業者支援のためのレンダー調整などの課題の改善策として事業成長担保権への期待が述べられていました。この文書は、金融審議会の議論に基づくものであり、(BOX2) ではその課題の視点がある程度盛り込まれていると認識していますが、(BOX1) にはその視点が明示されていないようです。実際問題、この箇所を読んだ行員は現状の LB0 ファイナンスのままよいと誤解をしていました。以上のことから、(BOX1) の文章は、(BOX2) の内容を再度引きながら、現状の LB0 ファイナンスの課題への対応と LB0 ファイナンスの発展のために企業価値担保権が必要不可欠であることを明示するような修正を行うべきであると考えます。	御指摘を踏まえ、記載を修正しました。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5.	Ⅱ.(4)(D) 企業価値担保権付き融資の評価及び引当等に関する着眼点	<p>「(ロ) 金融機関に求められる事項」に「特に債務者区分・格付の判定や貸倒引当金の算定にあたっては、企業価値担保権の機能の適切な発揮（例えば、適切な事業者支援等による事業継続性や事業見通しの蓋然性の確保）を通じた将来のPDやLGDの改善等といった将来・定性情報を考慮することが重要となる」とある。</p> <p>「適切な事業者支援等による事業継続性や事業見通しの蓋然性の確保」については、事業者と金融機関が対等な立場で、互いに信頼関係を築き、適切なコミュニケーションを図ることで実現されるものだと考える。その意味では、金融機関による「適切な事業者支援等」のほか、事業者自身の真摯な対応も必要になると考えるため、その旨を追記することを検討いただきたい。</p>	<p>本文書の記載は、例えば、本文p4の「事業者にとっても、継続的なコミュニケーションを通じ、金融機関から事業の実態や将来性を踏まえた支援等の提案を受けられれば、事業が窮境に陥るリスクを低下させる可能性が高まる」など、御指摘のような事業者側からの真摯な対応を前提としております。このように、事業者自身の真摯な対応は、継続的なコミュニケーション・信頼関係の構築のために必要不可欠であると考えておりますが、御指摘の箇所は、あくまで金融機関に求められる事項を記載するものであるため、原文を維持しております。</p>
6.	Ⅱ.(4)(D) 企業価値担保権付き融資の評価及び引当等に関する着眼点	<p>「格付手法の補正（または新設）の方法を検討していくことが基本」とされていますが、2019年12月に廃止された金融検査マニュアル・自己査定（別表1）には、「国内基準適用金融機関にあつては、信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨が明記されており、実務上、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も一定数存在すると考えられます。</p> <p>これらの金融機関においても企業価値担保権付き融資の評価の見直しが必要となるため、上記文言に</p>	<p>御指摘を踏まえ、記載を修正いたしました。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ついて「格付手法（または債務者区分）の補正（または新設）の方法を検討していくことが基本」としていただく等、信用格付けを実施していない金融機関もあることを想定した内容にご修正いただければ幸いです。</p>	
7.	<p>Ⅱ.（４）（Ｄ） （ロ）金融機関に求められる事項</p>	<p>「（ロ）金融機関に求められる事項」において、債務者区分・格付の判定や貸倒引当金の算定における将来・定性情報の考慮に関して、「（注１）現時点で企業価値担保権に係る実績・データ等は存在しないが、そのような中でも、適切な態勢整備の上で、将来にかかわる判断が求められている」とある。ここでいう「態勢整備」は、何に関する態勢整備か。本文には、「将来・定性情報は、過去情報に比べて主観的な影響を受けやすく、不確実性を伴うため、そうした情報を考慮するためには、法的基盤・（事業者支援やガバナンス等の）態勢整備が重要である」とあることを踏まえると、企業価値担保権付き融資における法的基盤を前提とした、各金融機関の「事業者支援」や「ガバナンス」等の態勢整備との理解でよいか。</p> <p>また、当該「態勢整備」は、各金融機関において、経営戦略に基づいて段階的に進めていくことも想定され、ある程度の期間をかけて進めていく必要があるものと考えているが、そのような認識でよいか。</p> <p>その場合、検査・監督においては、「態勢整備が完了しているか」ではなく、「態勢整備の検討状況や進</p>	<p>いずれも御理解のとおりです。各金融機関が、それぞれの置かれた外部環境や経営戦略・融資方針等に応じ、事業の将来性に基づく融資を進めるために創意工夫を発揮いただくことを期待しています。金融庁も、各金融機関の経営陣の判断（会計監査人において確認された事実も含む）を尊重いたします。</p> <p>なお、「態勢整備」については、段階的に進めていくことも想定されますが、「法的基盤・態勢整備が十分に確保できていない状況においては、事業継続性や事業見通し等に係る不確実性に適切に対処することが困難であり、その結果、債務者区分・格付の判定に際して考慮できるものは、主として過去情報」であると考えられる点には御留意ください（本文書p24（注2）参照）。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>捗状況」(具体的には、「経営戦略に適合した態勢整備を検討しているか」、「態勢整備のための計画は立てているか」、「その進捗はどうか」、「経営陣はそれを適切に監督しているか」)を確認するという理解でよいか。</p>	
8.	<p>Ⅱ.(4)(D) (補論1) 将来・定性情報を考慮するための格付手法の補正(又は新設)の方法例</p>	<p>「(補論1) 将来・定性情報を考慮するための格付手法の補正(又は新設)の方法例」では、実装勉強会で紹介のあった、外部格付機関におけるスコアカードを用いた格付方法が記載されており、「こうした手法は、あくまで一例であって、唯一のものではない」とされている。また、「(ロ) 金融機関に求められる事項」では、意欲的に取り組もうとする金融機関における将来・定性情報を考慮するための格付手法が紹介されているが、これらはあくまでも例示であって、必ずしもこのように対応することを求めているわけではないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
9.	<p>Ⅱ.(4)(D) (補論1) 将来・定性情報を考慮するための格付手法の補正(又は新設)の方法例</p>	<p>「エキスパートジャッジメントによる格付手法の補正(又は新設)」については、企業価値担保権のどの要素をどのように評価に反映するかについて、実務上判断が難しい場面も想定されます。</p> <p>そのため、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値担保権の評価項目</li> <li>・事業の将来性のどの要素を格付(または債務者区分)に反映するか</li> <li>・判断の妥当性を担保するレビュー体制</li> </ul>	<p>審査担当者の専門的判断による方法(エキスパートジャッジメント)は個別性が高く、統一的な着眼点や留意点を示すことは難しいところですが、本文書において可能な限り具体化しております。なお、米国連邦準備制度の監督ガイダンス(Federal Reserve. SR 98-25: Sound Credit Risk Management and the Use of Internal Credit Risk Ratings at Large Banking Organizations)(1998年9月21日)においても、</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>など、一定の着眼点や留意点を示していただけると、金融機関の実務におけるばらつきを抑制し、制度の趣旨に沿った運用が可能になると考えますので、ご提示いただければ幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格付に影響すべき定性的考慮事項には、借入人の経営の質および経験、提供される財務情報の質、借入人の代替資金源へのアクセスなどの要因が含まれ得る。</li> <li>・格付付与における定性的考慮事項の適切な考慮には、経験および経営判断を要するが、これらの要因を適切に考慮することは、リスクの適切な評価のために重要。</li> <li>・格付は、独立した信用リスク管理または貸出レビュー担当者により、取引の開始時および貸出の存続期間中定期的にレビュー。</li> <li>・（レビューを監査人その他の第三者に依拠する場合）当該第三者は金融機関の「与信文化（credit culture）」および格付プロセス等を理解する必要などの要素が示され、また、米国通貨監督庁のハンドブック（Office of the Comptroller of the Currency. Comptroller's Handbook: Rating Credit Risk）（2001年4月15日）においても、信用格付にあたり考慮すべき要素として、事象の将来見通し等のほか、定性要因として、①融資条件設計（キャッシュフローに見合った返済条件・コバナンツ・担保）、②経営陣（経営者の能力・誠実性、計画実行力、市場変化への対応力）、③業界動向（景気循環、競争環境、技術変化、代替品の影響等）が挙げられています。こうした記載も参考としつつ、各金</li> </ul>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>融機関において創意工夫を発揮いただくことを期待しております。金融庁としても、各金融機関における取組について支援して参ります。</p>
10.	<p>Ⅱ. (4) (D) (補論1) 将来・定性情報を考慮するための格付手法の補正（又は新設）の方法例</p>	<p>スコアカード方式について、外部格付機関の格付手法例が別紙7で示される予定とされていますが、外部格付機関の手法は一般に高度かつ複雑であり、仮にそのまま例示されても、小規模金融機関においては実務への落とし込みが難しいと考えます。</p> <p>つきましては、単なる項目例の提示にとどまらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各項目が設定された背景となるロジック</li> <li>・スコア項目を抽出する際のプロセス</li> <li>・小規模金融機関が自らの規模・特性に応じて項目を簡素化・縮約する際の考え方</li> </ul> <p>など、作成背景や応用可能性に関する情報も併せて示していただけると、金融機関が独自のスコアカードを構築する際の参考になり、制度の趣旨に沿った実務運用が促進され则认为ますので、ご対応いただければ幸いです。</p>	<p>別紙7では、単なる項目例の提示だけでなく、その考え方や背景等についても、可能な範囲で示しております。</p> <p>なお、各金融機関が格付手法の補正（又は新設）を検討するにあたっては、自身の規模・特性を踏まえ、現実に管理可能かつ実効的な項目等を独自に設定することが求められますので、別紙7も参考しつつ、各金融機関において創意工夫を発揮していただくことを期待しております。金融庁としても、各金融機関における取組について支援して参ります。</p>
11.	<p>Ⅱ. (4) (D) (補論4) 個々の債権・信用格付に紐づかない貸倒引当金の調整</p>	<p>「(補論4) 個々の債権・信用格付に紐づかない貸倒引当金の調整」に「企業価値担保権付き融資においては、その信用リスクと各金融機関の事業者支援能力との高い関連性と、過去のデータに現れない情報を踏まえ、(従来の同様の格付・債務者区分とは異なる) 予想損失率を設定することも考えられる」と</p>	<p>企業価値担保権付き融資では、法的基盤に基づく事業者支援等を通じて信用リスクに影響を与えると考えられることは御理解のとおりですが、御趣旨の点は、すでに「企業価値担保権付き融資においては」に含意されているため、改めての記載は不要であると考えております。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>あるが、「その信用リスクと各金融機関の事業者支援能力との高い関連性」は、企業価値担保権付き融資における「法的基盤」をもって可能となると認識している。そのため、例えば、「法的基盤を背景とした事業者と金融機関の緊密な信頼関係に基づく、信用リスクと各金融機関の事業者支援能力との高い関連性」といった記載の方が適切ではないか。</p>	
12.	その他	<p>① 第一に、情報開示と様式の標準化（事務負担の軽減）に関して、新しい監督指針では、将来キャッシュフローや定性情報を重視した債権区分が求められますが、金融機関ごとにバラバラな基準で作ると、当局の検査や会計監査への対応コストが増大します。</p> <p>改善策として、事業性融資や企業価値担保権の評価に用いる「定性情報チェックリスト」や「将来予測シミュレーションの標準フォーマット」を業界団体（全銀協など）で共通化することが考えられます。</p> <p>その結果、金融機関の事務負担が減り、当局側も一貫性のある評価が可能になります。</p> <p>② 第二に、「対話」の可視化とログの保存について、資料では「事業者と金融機関のコミュニケーション」が強調されていますが、口頭のやり取りだけ</p>	いずれも貴重な御意見として参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>では後日「言った・言わない」のトラブルや、検査時の証跡不足になりかねます。</p> <p>改善策として、日々の対話内容を記録し、事業者側も確認・閲覧できる「共有ダッシュボード」や「対話記録シート」の導入が考えられます。</p> <p>その結果、相互の信頼関係が可視化され、経営陣の判断の合理性を証明する際の強力なエビデンスになります。</p> <p>③ 第三に、包括同意の範囲と手続の明確化について、企業価値担保権において、事業者の迅速な意思決定を妨げないための「包括同意」について、具体的にどのような行為が対象になるかのガイドラインがまだ抽象的です。</p> <p>改善策として、「通常の事業範囲内」として事後報告で済む事項（例：一定額以下の設備投資、経常的な在庫処分など）を、契約書モデルでより具体的に列挙・類型化することが考えられます。</p> <p>その結果、事業者の経営の自由度を即座に確保でき、金融機関側の審査事務もスピードアップします。</p> <p>④ 第四に、既存の成功事例（ナレッジ）の共有体制について、「目利き力」や「伴走支援」をゼロから各行が構築するのは困難です。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>改善策として、金融庁や業界団体が、個人情報を伏せた形で「事業性評価によって格付けが維持・向上した成功事例集」や「失敗から学んだ条件緩和の判断基準」をデータベース化して共有することが考えられます。</p> <p>その結果、若手職員の教育コストを下げ、現場レベルでの判断の迷いを早期に解消できます。</p> <p>なお、これらの改善は、法改正を待たずとも**「運用ガイドラインの策定」や「IT ツールの活用」**によって比較的早期に着手可能であり、制度の実効性を高める鍵となります。</p>	
13.	その他	<p>2026年5月25日に施行される「事業性融資の推進等に関する法律」、およびこれに伴い導入される「企業価値担保権」は、我が国の金融システムにおける歴史的なパラダイムシフトを画するのみならず、世界の金融史においても特筆すべき革新的な取り組みです。これまで日本の融資実務は、不動産などの有形資産担保や経営者個人の保証に過度に依存しており、事業そのものが生み出す将来のキャッシュフローや無形資産の価値に基づくリスクテイクが十分に機能していないという構造的な課題を抱えていました。今般、金融庁が公表された「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」等（案）（以下、「本ガイドライン案」）は、</p>	いずれも貴重なご意見として参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>こうした積年の課題を根底から克服し、金融機関と事業者が緊密な対話を通じて持続的な価値創造を共創するための極めて精緻かつ先進的な枠組みを提示しています。本稿は、最新の経済学における不完備契約理論やメカニズムデザイン、人工知能（AI）の自律的進化、無形資産評価のグローバルスタンダード、およびブロックチェーン技術によるリアルワールドアセット（RWA）のトークン化といった、2026年現在における世界最高峰の科学的知見と未来のメガトレンドを踏まえ、本ガイドライン案に対する全面的な賛同の意を表明するものです。本制度が持つ潜在的な経済効果を最大化し、未来のグローバル金融市場を牽引するための実務的アプローチについて、以下の通り包括的な意見および提言を申し述べます。</p> <p>第一に、企業価値担保権の経済学的正当性（不完備契約理論とメカニズムデザインの体現）について。本ガイドライン案において導入される企業価値担保権は、個別の有形財産に対してパッチワーク的に担保を設定する従来の方式とは異なり、将来のキャッシュフローを含む「事業全体の価値（総財産）」を一体として担保の目的とするものです。この制度設計は、オリバー・ハートやベント・ホルムストロームらが主導した「不完備契約理論」および「メカニズムデザイン」の観点から見て、極めて合理的な社会実装です<sup>1</sup>。将来発生しうるすべての事象を事前に契約書</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>へ書き込むことは不可能です。従来の個別財産に対する担保権は、事業者が経営危機に陥った際、債権者による個別資産の清算を誘発し、事業の継続価値を著しく毀損するリスクがありました。不完備契約理論は、情報の非対称性や将来の不確実性が存在する環境下においては、業況の悪化といった特定のトリガーが引かれた段階で、資産のコントロール権が事業者から債権者へ動的に移行する負債契約が最適であると証明しています<sup>3</sup>。企業価値担保権はまさにこれを体現しており、平時においては事業者に経営の自由度を残しつつも、業況悪化時には債権者に対して事業継続を前提とした強力な介入権や利害調整の主導権を与えます。本案がコベナントの抵触を直ちに期限の利益喪失とせず、経営改善に向けた対話の契機として明確に位置付けた点は、この経済学的最適性を実務に落とし込む見事なアプローチです。</p> <p>第二に、無形資産（IP）の包括的評価とグローバル・イノベーション金融の牽引について。本ガイドライン案が企図する「事業の将来性に基づく融資」を成功させるための最大の要諦は、現代の企業価値の源泉である「無形資産」の適切な評価にほかなりません。世界知的所有権機関（WIPO）の最新報告によれば、グローバルな無形資産の総価値は約 97 兆ドルに達しており、過去 10 年間の世界の GDP の約 67% に相当する巨大な規模です<sup>4</sup>。テクノロジー、特許、ブ</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ランド、顧客データ、ノウハウといった無形資産への投資は有形資産への投資を遥かに凌ぐ速度で拡大しており、現代の企業の競争力と成長可能性を決定づける唯一最大の要因となっています。</p> <p>こうしたメガトレンドを受け、世界各国は無形資産を金融システムに組み込むルール形成を急ピッチで進めています。例えばシンガポールでは「Singapore IP Strategy 2030」に基づき、2026年半ばに新たな知的財産（IP）価値評価ガイドラインが施行され、IPを成長資金を引き出すための担保可能資産へと昇華させる評価手法が導入されています<sup>5</sup>。日本の企業価値担保権は、のれんやノウハウを含む無形資産を包括的に担保の目的とできる点で、これらのグローバル動向を完全に凌駕し得る極めて先進的な法制度です。金融庁におかれましては、国際機関が示す先進的な評価基準と整合性の取れた評価実務のベストプラクティスを継続的に集約・発信していくことで、日本の事業性融資が世界のイノベーション金融の標準モデルとなるよう後押しされることを強く期待いたします。</p> <p>第三に、人的資本デューデリジェンスと労働者保護の高度な統合について。本ガイドライン案の補論において「労使間のコミュニケーション」が取り上げられ、労働者の理解と協力が伴走型支援や事業継続に不可欠であると明記されている点は、極めて本</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>質的であり高く評価されます。2026年における先端的な企業価値評価の実務では、従業員や労働者は単なる保護の対象や事業コストではなく、将来キャッシュフローを創出する最も重要な「人的資本」として認識されています。グローバルな投資環境においては、人的資本のマネジメント状況が企業の財務パフォーマンスや回復力に直結する重要な指標として扱われています。従業員のスキル、組織の結束力、離職率などは企業価値の源泉そのものです。学術的な研究においても、Multiple Weighting Factor (MWF) などの新しいバリュエーションモデルを通じて、人的資本のダイナミクスを企業価値に定量的に統合するアプローチが提唱されています。したがって、企業価値担保権を設定する金融機関は、従来の財務デューデリジェンスに加えて、こうした「人的資本デューデリジェンス」を融資審査および期中モニタリングのプロセスに組み込むことが極めて有効です。</p> <p>本ガイドライン案が、法律で一律の通知義務を硬直的に課すのではなく、事業者の実情に応じた自発的なコミュニケーションを推奨している点は、対話の質を高め、無用な労使紛争を予防するための極めて優れたアプローチであります。</p> <p>第四に、Agentic AI とベイズ推定、フェデレーテッド学習を活用した動的期中管理について。本ガイドライン案で強調されている「継続的なコミュニケ</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ーション」や「期中管理」を実効性のあるものとするためには、2026年現在金融業界で本格的な実装が進む「Agentic AI（エージェントック AI）」の導入が決定的な技術基盤となります<sup>7</sup>。Agentic AIは、自律的に目標を解釈し、複雑なワークフローをオーケストレーションし、リアルタイムでの意思決定支援を実行します。事業者のクラウド ERP や銀行口座のトランザクションデータ、IoT デバイスから得られる高頻度データを AI エージェントが継続的に監視することで、財務コベナントの遵守状況をリアルタイムでモニタリングすることが可能になります。これにより、決算書の提出を待つことなくキャッシュフロー劣化の予兆を瞬時に検知し、最適なタイミングで対話の契機を通知できます。さらに、ベイズ更新（Bayesian Updating）を用いた信用リスクの動的評価モデルを活用することで、新たなデータが生じるたびにデフォルト確率（PD）や予想信用損失を精密にアップデートすることが可能となります<sup>8</sup>。また、Federated Survival Learning with Bayesian Differential Privacy（FSLBDP）のような最新の枠組みを利用すれば、機密データを一か所に集約することなく、プライバシーを厳格に保護しながら複数機関での学習を通じた精緻な信用リスク評価が可能となります。これにより、硬直的な過去の財務データに縛られない実態に即したリスク評価が実現しま</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>す。</p> <p>第五に、XAI（説明可能なAI）とアルゴリズム・ガバナンスによる説明責任と信頼構築について。こうした高度なAIの活用において不可欠となるのが「説明可能性（Explainable AI：XAI）」と「アルゴリズムの倫理的ガバナンス」です。2026年8月に透明性ルールが本格適用される欧州のAI法（EU AI Act）や、米国財務省が公表した金融セクター向けのAIリスク管理ガイダンスが示す通り、信用評価やモニタリングにAIを用いる場合、ブラックボックス化を避け、なぜその判断やアラートに至ったのかを事業者に論理的かつ透明性をもって説明できるXAIの設計が厳格な法的・監督上の要請となっています。本ガイドライン案が最も重視する「事業者との信頼関係」を構築するためには、アルゴリズムによる一方的な判断で資金を引き揚げるのではなく、AIが提示した客観的なデータとインサイトを基に、人間同士が対等な立場で事業計画の見直しや支援策を協議する「Human-in-the-loop（人間の関与）」の体制を金融機関内に構築することが強く求められます。システムによるアラートは対話の出発点であり、最終的な意思決定は人間が責任を持つというガバナンスが不可欠です。金融庁のモニタリングにおいても、AIの予測精度だけでなく、その説明可能性やバイアス排除のメカニズム、ガバナンス体制の実効性を評価項目</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>に組み込むことが重要となります。</p> <p>第六に、RWA トークン化とスマートコントラクトによる流動性創出について。本ガイドライン案の BOX において、LB0 ファイナンスなどにおける「被担保債権の流動性の確保」が言及されています。これは、企業価値担保権を用いた融資をグローバルな資本市場と接続し、システミック・リスクを分散させるための極めて重要な論点です。この流動性確保に対する世界最先端の技術的解決策が、現在グローバル金融市場で本格普及期を迎えている「リアルワールドアセット（RWA）のトークン化」です。現実世界の資産や債権をブロックチェーン上のデジタルトークンとして表現するこの技術は、2025 年に機関投資家向けの市場規模が 300 億ドルを突破するなど爆発的な普及を見せています<sup>9</sup>。企業価値担保権は信託の枠組みを用いて設定されますが、この信託受益権は ERC-1400 や ERC-3643 といったセキュリティトークンの標準規格と極めて相性が良い性質を持っています<sup>10</sup>。信託受益権をスマートコントラクトを用いてトークン化することで、権利の移転や配当の自動実行などがプログラムによって瞬時に完了（Atomic Settlement）するようになります。これにより、日本の金融機関が設定した企業価値担保権付き融資の一部を流動化し、国内外の機関投資家に対して小口化して販売することが技術的・法的に極めて容易にな</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ります。金融庁におかれましては、企業価値担保権の実装と並行してデジタルアセット関連の規制環境を整備し、信託受益権のトークン化およびセカンダリーマーケットの形成を強力に後押しされることを提言いたします。</p> <p>第七に、貸出条件緩和債権の適用除外と ECL 実務について。本ガイドライン案に紐づく監督指針の改正案において、企業価値担保権付き融資であって一定の要件を満たすものを「貸出条件緩和債権」に該当しないと明記したことは、本制度の実効性を担保する上で決定的に重要なブレイクスルーであり、諸手を挙げて賛同いたします。企業価値担保権は、他の債権者に優先する権利を通じて利害調整を迅速化し、事業の継続を法的に担保する強力な機能を有しています。したがって、金融機関が合理的な事業計画に基づき、事業の再生や成長が十分に実現可能であると判断して条件変更を行うのであれば、それは「不良債権化の先送り」ではなく、企業価値を維持・向上させるための最適な経済的投資行動に他なりません。一方で、この「将来・定性的情報の考慮」が、単なる金融機関の甘い査定に陥らないための厳格なガバナンスが不可欠です。国際財務報告基準（IFRS9）等のグローバルな会計基準が求める予想信用損失（ECL）の枠組みにおいては、将来の経済予測を客観的かつ確率的に見積もることが求められます<sup>11</sup>。金</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>融機関の経営陣が、事業計画が実現可能と判断した根拠について、客観的なデータと説明可能な監査証跡をシステム上に残すことが重要です。金融庁のモニタリングにおいても、事後的な結果論で批判するのではなく、将来予測を行う際のプロセスの合理性を対話の主軸とすることが求められます。</p> <p>おわりに、日本発・未来型金融モデルの確立に向けて、</p> <p>本ガイドライン案に示された「企業価値担保権の活用」と「事業者・金融機関の信頼関係に基づく継続的対話」というコンセプトは、過去の有形資産偏重の金融モデルからの完全な脱却を宣言するものです。それは同時に、知財やノウハウといった無形資産、持続的成長の要である人的資本の価値、そしてAIやブロックチェーンといった未来のテクノロジーを統合するための強力なエコシステム基盤となるものです。エージェントAIによるリアルタイムの事業評価、RWA トークン化によるシームレスな資金調達、そして人間の深い洞察と信頼に基づく伴走型支援。これらが企業価値担保権という法的な器の中で統合されるとき、日本は持続可能な未来型事業性融資の「グローバル・スタンダード構築国」へと飛躍することができます。金融庁におかれましては、本ガイドライン案の崇高な趣旨を力強く推進されるとともに、現場の金融機関が新たなテクノロジーや評価</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>手法を大胆に取り入れ、失敗を恐れずに挑戦できるような柔軟かつ包摂的なモニタリング環境を継続して提供されることを強く期待し、本包括的意見およびパブリックコメントとさせていただきます。</p>	
14.	その他	<p>① 第一に、本案「IV今後の方向性」または関連箇所において、以下を明記することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者と金融機関の間で共有することが望まれる情報の項目・形式・頻度に関する運用標準が、認定事業性融資推進支援機関、業界団体、実装勉強会等を通じて段階的に形成・蓄積・共有されていくよう、その方向性を示すこと。</li> <li>・当該運用標準が、業種別・規模別・成長ステージ別の多様性を確保し、画一的なルールに陥らない設計とされること。</li> <li>・当該運用標準の蓄積過程において、好事例の共有のみならず、運用上の課題や反証事例もあわせて整理することが、制度の継続的改善につながること。</li> </ul> <p>② 第二に、本案に以下を明記することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本案Ⅱ(1)(または関連箇所)において、事業計画における事業者と金融機関の対話項目に、無形資産(知的資本・社会/関係資本・人的資本等)が事業活動を通じてキャッシュ・フローへ結びつく筋道を共有することの重要性を追記すること</li> </ul>	<p>いずれも貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業種別支援の着眼点」（金融庁公表）において、業種特性に応じて重要となる無形資産の類型（例：製造業における技術・ノウハウ、サービス業における人的資本・顧客基盤、情報産業におけるデータ資産・知的財産）、ならびにこれらの維持・運用・毀損リスクに関する着眼点を、業種別の例示として整理すること</li> <li>・無形資産の特性・運営状況を継続的に把握するための運用標準（無形資産ガバナンス標準）が、業界団体、認定事業性融資推進支援機関、専門家団体等を通じて段階的に形成・共有されていく方向性を、「IV今後の方向性」等で示すこと</li> <li>・当該運用標準の整備にあたっては、第 213 回国会衆議院財務金融委員会（令和 6 年 5 月 17 日）及び参議院財政金融委員会（令和 6 年 6 月 6 日）における附帯決議の趣旨、特に労働者保護に関する規律と整合的に運用すべきことを併せて明記すること</li> </ul> <p>③ 第三に、以下を明記することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本案Ⅱ（1）またはⅡ（3）（あるいは別途のディスカッション・ペーパー）において、事業者と金融機関の継続的コミュニケーション、コベナンツの予防的アラート、同意取得プロセスの記録管理、人材育成等の各場面において、AI 等のデジ</li> </ul>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>タル技術が、対話を代替するためではなく、対話の質・継続性・記録性・透明性を支える基盤として活用される方向性を示すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI等の活用にあたっては、透明性・説明可能性・検証可能性を確保するガバナンス(以下「AI ガバナンス」という。)が伴う必要があり、これを欠く場合には、優越的地位の濫用や情報非対称性の拡大といったリスクを招くおそれがあることに、あわせて留意を促すこと</li> </ul>	